

仙台市外郭団体の経営状況の評価結果
(令和6年度決算)

令和7年9月

仙台市外郭団体経営検討委員会

1 外郭団体の経営評価

(1) 経過

第三セクターなどいわゆる外郭団体の経営破綻により、地方公共団体本体が財政再建団体に指定されるという事例が生じたことから、平成20年に総務省より地方公共団体に対し、第三セクター等の経営状況の客観的な把握とその結果経営が著しく悪化している場合の抜本的な経営改善策を講じるよう通知がなされている。

これを受け、本市では、平成21年に仙台市外郭団体経営検討委員会を設置し、毎年度、経営悪化の可能性があるとする一定要件（以下「2 委員会付議要件」を参照）に該当する外郭団体の経営状況について、外部の専門家による評価を受けている。

また、平成29年には総務省より地方公共団体に対し相当程度の財政リスクが存在する第三セクター等について経営健全化方針を策定するよう通知がなされているが、本市においては委員会設置以降、総務省の基準よりも厳しい要件で評価を実施しており、これまでのところ経営健全化方針の策定を要する団体はみられない状況である。

(2) 対象となる外郭団体

仙台市における外郭団体の定義は、

ア 市が当該団体の基本財産等の4分の1以上の出資又は出捐を行っている団体

イ 市の事務事業との密接な関連性から、その設立に市が主体的に関与し、かつ市が当該団体の運営に相当程度関わっていると認められる団体

のいずれかに該当する団体であり、令和7年7月1日現在で27団体となっている。

今年度においては、出資比率や設立経緯により他の地方公共団体（宮城県）が本市より主体的に関わっている2団体を除いた25団体のうち、あらかじめ定めた一定の要件（「2 委員会付議要件」参照）に該当した3団体について、令和6年度の決算資料を基に、委員の合議により評価を行った。

2 委員会付議要件

前期決算（要件5については前3期決算）について、下記のいずれかに該当する外郭団体（他の地方公共団体が主導的な立場にあるものを除く。）を、付議対象とする。

要件1 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定すると債務超過になること

※ 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）第二の二に規定する標準評価方式による評価が「A」以外となることを言い換えたもの。同基準は、自治体が団体の債務について損失補償又は保証をしている場合にのみ対象となるが、本市においては、全ての外郭団体について、この基準の対象とみなして評価を行うこととする。

要件2 債務超過にある団体であること

※ 退職給付引当金及び賞与引当金について、所要額を全額計上せず決算を作成している団体については、全額計上したと仮定して再計算した場合、債務超過状態と同等とみなされる場合を含む。

要件3 事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの5倍の額の絶対値が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること

※ キャッシュ・フロー計算書を作成していない財団等にあつては、「当期経常増減額がマイナスであり、当該当期経常増減額の絶対値から減価償却費及び引当金を引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と、株式会社等にあつては、「経常損失の額から減価償却費及び引当金の額を差し引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と読み替えるものとする。

要件4 累積欠損金2億5千万円以上、かつ、基本財産、資本金又はこれに類するものの概ね50%以上であること

要件5 直近3年度全てにおいて経常損失が生じており、かつ、経営の改善傾向が見られないこと

※ 「経営の改善傾向が見られる」とは、経常損失額が前期と前々期、前々期と前々々期、前期と前々々期のいずれかの対比で20%以上減少している状態をいうものとする。

3 委員会付議要件該当団体

公益財団法人 仙台市建設公社 (要件3に該当)
公益財団法人 仙台市救急医療事業団 (要件3に該当)
公益財団法人 仙台市水道サービス公社 (要件5に該当)

4 評価結果

評価結果	該当団体
1 著しく経営状況が悪化しており、抜本的な経営改善が必要な団体	なし
2 著しく経営状況が悪化しており、経営改善努力が必要な団体	なし
3 著しく経営状況が悪化しているとまではいえないが、経営状況の推移に注意が必要な団体	なし
4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体	公益財団法人 仙台市建設公社 公益財団法人 仙台市救急医療事業団 公益財団法人 仙台市水道サービス公社

《各団体に対する評価コメント》

① 公益財団法人 仙台市建設公社

当該団体は、仙台市民一人ひとりが安全・安心に住み、暮らし、共に生きることができ、まちづくりを推進するため、居住環境及び交通環境の向上に関する事業、並びに都市基盤の整備に関する事業を行い、もって市勢の推進と市民福祉の向上に寄与することを目的とする団体である。

令和 6 年度における事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなった主な要因は、令和 5 年度と比較した場合の未払金の大幅な減少によるものである。

未払金は、仙台市からの指定管理料や受託収入の概算払いに係る未精算金、事業者等に発注した委託料等の未払金が主であり、これらのうち指定管理料など概算払いによる収入は、年度末に精算処理を行い、翌年度に戻入する仕組みとなっている。概算払いによる収入額と精算額の差額が年度末における未払金として計上されるが、令和 5 年度はこの乖離が大きかった。一方で令和 6 年度はその差額が大幅に縮小したため、未払金が減少し、結果としてキャッシュ・フローがマイナスとなったものである。

未払金は毎年度変動するが、戻入すべき精算金と相殺されるため、今回のキャッシュ・フローのマイナスは一時的な要因によるものであり、経営構造上の問題によるものではない。

以上のことから、「4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体」と判断する。

② 公益財団法人 仙台市救急医療事業団

当該団体は、仙台市における急病患者の迅速な受療を援助するため、初期救急医療を提供し、地域住民の医療水準の向上と健康の保持増進を目指すとともに、救急医療知識の普及、啓発を図ることを目的とする団体である。

令和 6 年度における事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなった主な要因は、令和 5 年度と比較した場合の未払金の大幅な減少によるものである。

令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の分類が 2 類から 5 類に変更されたことで発熱患者の受け入れが可能となったこと等により患者数が急増した結果、令和 5 年度は診療報酬が予算額を上回り、未払金として計上される仙台市への戻入額も増加した。令和 6 年度は戻入額が令和 5 年度と比較して大幅に縮小したため、未払金が減少し、一時的にキャッシュ・フローがマイナスとなったものである。

当事業団は毎年度、収支均衡を図り指定管理料を精算しており、今回のキャッシュ・フローのマイナスは一時的な要因によるものであり、経営構造上の問題によるものではない。

以上のことから、「4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体」と判断する。

③ 公益財団法人 仙台市水道サービス公社

当該団体は、上下水道の適正かつ円滑な利用の促進と適切な維持管理を行うために必要な事業を行い、上下水道事業の健全な運営と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする団体である。

令和5年度決算では、直近3年度すべてにおいて経常損失が発生していたことから、本委員会において審議を行った。その主な原因は、給水装置工事設計図書等作成業務において、受付件数の多くを占める戸建住宅の件数が減少したことによる収益の減少、および作図処理に時間を要する中高層物件の受付件数が増加したことによる人件費の増加であった。

令和6年度においても、前年度に引き続き戸建住宅の受付件数が減少したことに加え、アパート以外の物件の件数も減少に転じたことにより、収益がさらに減少したことを受け、当該団体は、対策として、設計手数料の改定を令和7年10月1日より実施する予定であり、令和7年度から令和8年度にかけての収支改善を見込んでいるとしている。

前年度も同様の状況が認められ、現時点で回復傾向は見られないものの、手数料の改定など今後改善策を講じることが予定されていること、また、現時点の赤字幅は大きくないことから「4 著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体」と判断する。

5 委員名簿（敬称略）

委員長	大泉 裕一	（公認会計士・税理士）
委員	水野 由貴	（公認会計士）
委員	櫻井 康博	（公認会計士・税理士）